

資料 1

埼玉県議会令和 3 年 8 月臨時会付議予定議案件名

1 令和 3 年度埼玉県一般会計補正予算（第 9 号）

（報 告）

1 地方自治法第 180 条第 2 項の規定による知事専決処分報告

- (1) 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い規定の整備を行うため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定に基づき報告するもの。

- (2) 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い規定の整備を行うため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定に基づき報告するもの。